

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川厚生年金 事案365

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年3月10日から41年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年3月10日、資格喪失日に係る記録を41年5月2日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年5月2日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間に係る加入記録が無い旨の回答があった。

A社には、申立期間において正社員のB職として勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた記載があったことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和39年3月10日取得から41年5月1日離職まで）及び複数の同僚等の証言から、申立人が雇用保険の加入期間においてA社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、元取締役は「申立人は、私が直接面接して正社員として採用した。B職は職人のような特殊な技術職で好待遇だった。」と証言しており、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人（B職）の前任者及び後任者（いずれも故人）についても、申立期間の前後の期間において厚生年金保険の加入記録が存在している。

さらに、元取締役は、「正社員は全員、厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間における厚生年金保険被保険者数は25人から37人であり、連絡の取れた同僚等が回答している当時の正社員の数（20人から30人程度）とおおむね

一致している上、同僚等からは勤務開始時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得時期が異なっている旨の証言は無いことから、当時、同社では、すべての正社員を勤務開始当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられる。

一方、申立期間のうち昭和39年2月から同年3月9日までの期間については、連絡の取れた同僚等からは、申立人の勤務実態に係る証言は得られておらず、このほか、申立人がA社に勤務し、同社において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和39年3月10日から41年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の昭和41年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、当該期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和56年12月30日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡しており確認できないが、当該期間における同社に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、2度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ当該届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年3月から41年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月22日から27年7月10日まで
A社の下請会社であったB社で原木搬入の仕事をしてしたが、A社へ
出向するよういわれ、昭和24年10月22日からはA社C工場で勤務し、
27年7月に退職した。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、厚生年金保険被
保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社C工場で勤務していたこ
とはうかがえるものの、申立人の実際の勤務期間を特定できる証言は得ら
れず、また、当該事業所は昭和62年3月21日に厚生年金保険の適用事業
所ではなくなっており、元事業主も居所不明であることから、申立人の勤
務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料も得られなかつ
た。

また、連絡の取れた元従業員のうち二人は、「厚生年金保険に加入する取
扱いとされていたのは正社員だけであり、正社員となるためには試験に合
格する必要があった。」旨証言しており、このうち一人は、「自分は試験を
3回くらい受けたと記憶している。厚生年金保険に未加入期間の3年は、
正社員ではなかったと思っている。」と証言しており、もう一人も、「自分
は、昭和27年4月ころから勤務したが、28年4月から正社員になり、辞令
を受け取り、厚生年金保険に加入した。」と証言している。申立人も、「試
験に合格しなければ正社員になれなかった。」と述べていることを踏まえる
と、申立期間当時、A社C工場においては、正社員となるためには試験に
合格する必要があり、正社員だけを厚生年金保険に加入させる取扱いとし

ていたものと考えられるところ、申立人は、「試験を2回受けた記憶がある。」と述べており、少なくとも、申立人が主張する勤務開始時期から2回目の試験を受けるまでの期間については正社員ではなかったと考えられる上、申立人が試験に合格して正社員となったことを確認できる資料等は得られなかった。

さらに、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月9日から13年2月1日まで
広告でA社の調理補助の募集広告を見て応募し、平成11年7月から同社に勤務した。

厚生年金保険の加入記録が平成13年2月1日からとなっているが、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の、未払賃金の立替払請求書（控）及び確認通知書（控）の記載から、申立人がA社に平成11年7月9日から勤務していたものと認められる。

しかしながら、申立期間当時、A社の社会保険に係る手続を行っていた社会保険労務士は、「従業員の社会保険の加入については、社長の判断であった。当時、社会保険に加入させてほしいと社長に言った従業員について、加入させていた記憶がある。申立人について、雇用保険の資格取得日より前に健康保険と厚生年金保険に加入させるようなことは絶対はない。労働者名簿の雇用年月日より前に働いていたとしても、健康保険料と厚生年金保険料の控除の対象とはなっていなかった。」と証言しており、同社の当時の総務担当者は、「申立人については、状況を聞くために何度か面談した記憶があり、社会保険に加入させてほしいと言われた記憶がある。」と証言しているところ、当該社会保険労務士提出の申立人に係る労働者名簿の雇用年月日、及び申立人の雇用保険の資格取得日はいずれも平成13年1月16日となっている。

また、申立人は、「勤務時間は、22時から翌朝5時までの夜勤であった。」と述べており、社会保険労務士から提出された、深夜勤務のパート従業員

に係る給与支給控除一覧表（平成14年1月分から同年5月分まで）に申立人が掲載されていることから、申立人はA社に深夜勤務のパート従業員として勤務していたものと考えられるところ、当該一覧表に掲載されている従業員のうち、オンライン記録によれば、申立人以外の者には厚生年金保険の加入記録が存在しておらず、連絡の取れた深夜勤務のパート従業員は、「パートであったので厚生年金保険に加入していなかった。」と証言していることを踏まえると、当時、A社では、深夜勤務のパート従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものの、申立人については、申立人の希望により勤務期間の途中から厚生年金保険に加入する取扱いとしたものと考えられる。

なお、B市では、申立人の国民健康保険の資格喪失日を平成13年2月2日と回答しており、申立人は、同日より前の期間においては、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。